

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、微生物の働きを利用して生活排水を処理します。正しい使い方と適正な維持管理がされないと本来の浄化機能を十分に発揮することができません。美しい自然をみんなで守っていくために、家庭の浄化槽について考えてみましょう。

浄化槽の正しい使い方

△流してはいけないもの

- 水に溶けないもの
(ティッシュペーパー・おむつ・たばこ)
→ 配管が詰まります。
- 塩素系の洗剤(漂白剤など)
→ 多量に流すと浄化槽内の微生物が減り、臭いや水質の悪化の原因となります。
- 動植物系の油や食べ残し
→ 放流水が汚れたり、浄化槽の故障につながります。

適正な維持管理

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を行うことは、設置者の義務です。

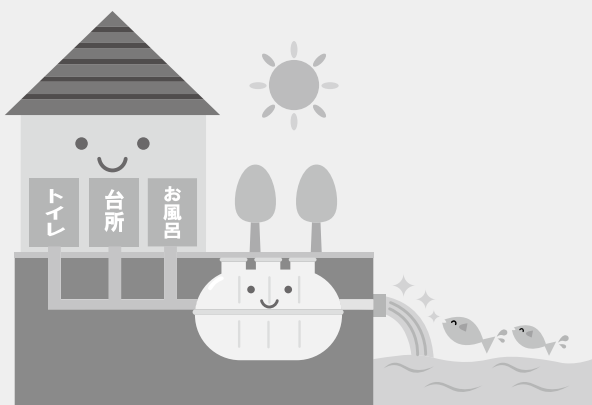
- 保守点検 一般家庭の場合、年に3～4回、県の許可を受けた業者に依頼しましょう。
- 清掃 年1回以上、町の許可を受けた業者に依頼しましょう。
- 法定検査 年1回は必ず、高知県環境検査センターの法定検査を受けましょう。

指定検査機関 高知県環境検査センター
☎088-860-2400

浄化槽の放流先

浄化槽を設置する際、放流水の放流先について、法的には同意書の添付は必要ありませんが、集落内でトラブルの原因とならないよう設置者において事前に水路の管理者などにご確認をお願いします。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119



戦没者遺児による慰霊友好親善事業

お知らせ

日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を実施しています。この事業は、先の大戦において父などを国に捧げた戦没者の遺児が、亡き父などの眠る地に赴き慰霊追悼を行い、現地の方々と親善を深めることを目的としたものです。

詳細については、日本遺族会ホームページをご確認ください。



申込・お問い合わせ先 高知県遺族会事務局 ☎088-884-8700

○休日在宅当番医

月 日	医院名	電話番号
15(日)		
16(月)		
9月 22(日)	くぼかわ病院	☎22-1111
23(月)		
29(日)		
10月 6(日)		

❗ 休日水道修理事当番は窪川地域のみです。
大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。
大正 地域振興課 ☎27-0111 十和 地域振興課 ☎28-5111

○休日水道修理事当番

月 日	業者名	電話番号
14(土)	日化住宅機器	☎22-0407
15(日)	宮脇水道	☎22-1581
16(月)	高橋設備	☎22-0662
9月 21(土)	桑原水道	☎22-1163
22(日)	横山水道設備	☎22-3608
23(月)	岩本商店	☎22-2716
28(土)	日化住宅機器	☎22-0407
29(日)	宮脇水道	☎22-1581
10月 5(土)	高橋設備	☎22-0662
6(日)	桑原水道	☎22-1163

○無料相談(秘密厳守です。)

人権相談

月 日	時 間	地 域	場 所	電話番号
9月 12(木)	10:00~15:00	大正	大正地域振興局 2階 小会議室	大正町民生活課 ☎27-0112
10月 8(火)	10:00~15:00	十和	コミュニティセンターとおわ	十和町民生活課 ☎28-5112

1日行政相談 【窪川】行政相談員 森 英真【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

8(火)	10:00~15:00	窪川	農村環境改善センター 2階 第1会議室	総務課 ☎22-3111
10月 10(木)	10:00~12:00	大正	大正地域振興局 2階 小会議室	大正地域振興課 ☎27-0111
10(木)	13:00~15:00	十和	十和地域振興局 2階 第2会議室	十和地域振興課 ☎28-5111

指定管理者の募集について

募 集

今年度、2施設の指定管理者を募集します。

四万十町 湯の里ふれあいの家 「松葉川温泉」

- 募集締切 11月29日(金)17:15 必着
- 指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
- 所在地 四万十町日野地605番地1

お問い合わせ先 にぎわい創出課 ☎22-3281

四万十町 道の駅物産販売施設 「であいの里」

- 募集締切 10月11日(金)17:15 必着
- 指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
- 所在地 四万十町大正16番地2

お問い合わせ先 大正地域振興課 ☎27-0111

それぞれの施設の募集内容の詳細は、町ホームページをご覧ください。



令和6年度 入札結果(令和6年7月実施分)について

入札結果は、右のQRコードから、町ホームページにて確認することができます。



犬・猫の飼い方について

生き物を飼う責任を持ち適切に飼いましょう。首輪やリード、鎖や柵など日頃から点検をしてペットが脱走しないようにしましょう。いなくなったら、すぐに捜索、警察に届けを！早期の捜索が発見につながります。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119